カルロス・ゴーン氏の通報に対する国連恣意的拘禁作業部会の意見

2020年11月20日
A/HRC/WGAD/2020/59

恣意的拘禁ネットワーク
2021年1月18日シンポジウム資料

2020年11月23日

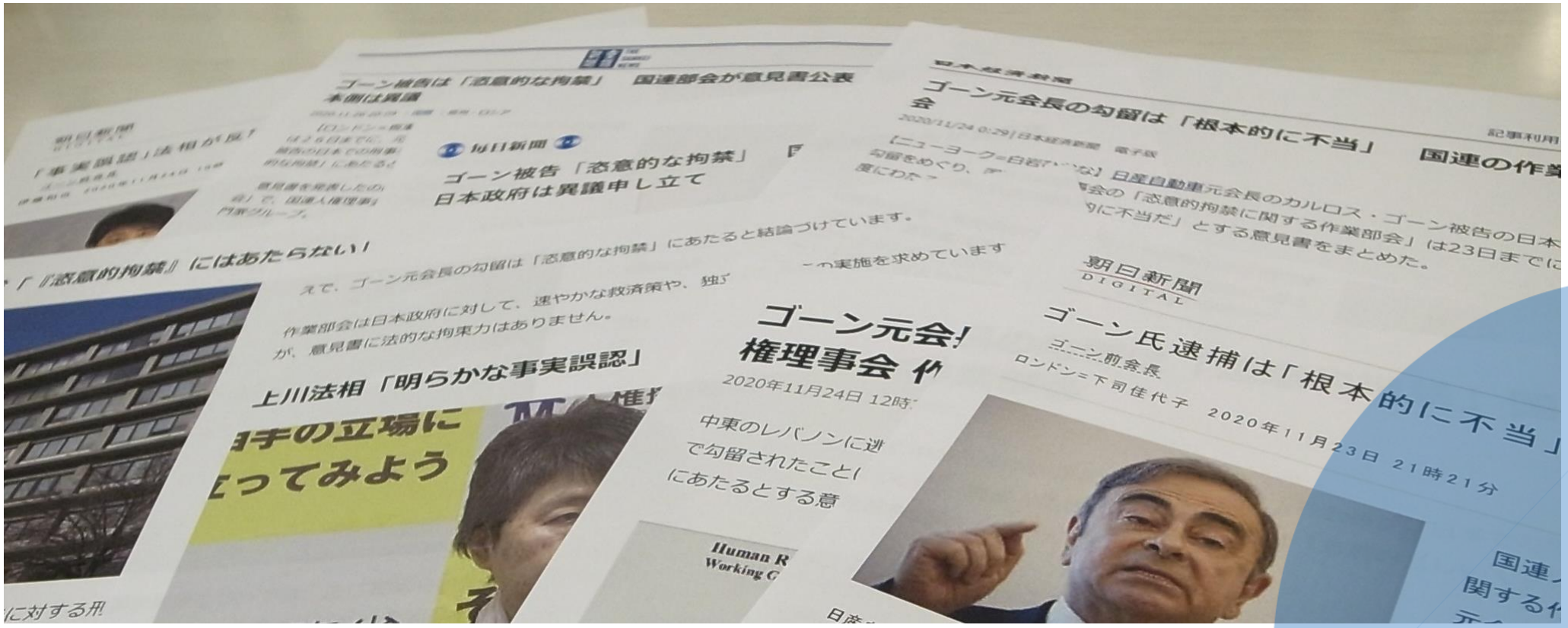

報道された事実

・国連恣意的拘禁作業部会が、ゴーン氏の刑事勾留について「恣意的拘禁に当たる」という2020年11月20日付け意見を発表

・11月24日、上川法務大臣が記者会見

「我が国の刑事司法制度を理解せず、ゴーン被告人側の一方的な主張のみに依拠した、明らかな事実誤認に基づく意見書が公表されたことは極めて遺憾であり、到底受け入れることはできません。そのため、政府として、同作業部会に対し、異議申立てを行ったところでございます」

ポイント

①　恣意的拘禁作業部会の意見の内容はどのようなものか？
②　「事実誤認」の内容と原因は何か？
③　意見から考えるべきことは？

前提として

「作業部会は、この意見を出すにあたり、ゴーン氏が日本当局の管轄から逃亡した状況について、何らの意見を表明しないことを強調する。作業部会が、このような逃亡を容赦し、あるいは正当化するものだと受け取られるべきではない」

（作業部会意見・パラ52）

ゴーン氏の勾留の経過

107日

21日

2018年

11月19日～12月10日　金融商品取引法違反①（2010～2014年）で逮捕・勾留（1回目）

12月10日　①で起訴

12月10日～12月20日　金融商品取引法違反②（2015～2017年）で逮捕・勾留（2回目）

12月20日　東京地裁が勾留期間延長請求を却下

12月21日～1月11日　会社法違反③で逮捕・勾留（3回目）

2019年1月11日　②、③で起訴

3月6日　保釈

4月4日～4月22日　会社法違反④で逮捕・勾留（4回目）

4月22日　④で起訴

4月25日　保釈

①恣意的拘禁作業部会の意見の概要

⑴法的根拠を明らかに欠く拘禁

・拘束後、速やかに裁判官の面前に連れて行かれなかった（自由権規約9条3項違反）
・拘束中、裁判官の面前で勾留を争うことができなかった（9条4項違反）
・起訴前の勾留に対して、身体拘束の代替手段（起訴前保釈）が存在しなかった（9条3項違反）

⑵公正な裁判を受ける権利が遵守されず拘禁が恣意的性格をもつ場合

・4回の逮捕の繰り返しは根本的に不公正であり、無罪推定を受ける権利（14条2項）、自白を強要されない権利（14条3項）を侵害
・弁護士の立ち会いなく取調べがなされており、弁護士と連絡する権利（14条3項(b)）を侵害
・報道機関に事前に逮捕を知らせていた可能性があること、必要性の認められない手錠と腰縄を使用したことは、無罪推定を受ける権利（14条3項）を侵害

②「事実誤認」とその原因

（日本政府が主張している「事実誤認」）

・裁判官の面前に連れて行かれることなく、逮捕に引き続いて22日間、10日間、19日間及び21日間拘禁されたとする点
・拘禁について裁判所に不服を申し入れる機会を与えることを遅延したとする点

→ たしかにその通り。

・逮捕後、72時間以内に裁判官の面前で「勾留質問」を受ける
　※ただし、非公開で、弁護人の立ち会いなし
・勾留に対しては裁判所に「準抗告」という異議申立てができる
　※ただし、勾留請求却下率は全国で4.88%（2018年）

「事実誤認」の原因は？

（作業部会の意見・パラ44）

「日本政府は、実質的な回答をせず、
適正手続の保障を含む法律の引用に終始した」

「加盟国がお互いに説明責任を果たすために作業部会が創設された。したがって、加盟国は、被害者によって提起された紛争を解決するメカニズムを提供するよう意図しなければならない」（意見・パラ53）

↑精神医療入院に関する2018年の意見でも指摘されていた

③意見から考えるべきこと

- 起訴前の勾留に対して、身体拘束の代替手段（起訴前保釈）が存在しない
- 4回の逮捕の繰り返しは根本的に不公正であり、無罪推定を受ける権利、自白を強要されない権利を侵害
- 弁護士の立ち会いなく取調べがなされており、弁護士と連絡する権利を侵害
- 報道機関に事前に逮捕を知らせた可能性があること、必要性の認められない手錠と腰縄を使用したことは、無罪推定を受ける権利を侵害

➡ 日本の未決勾留の制度自体が国際人権法に合致しない

④さらに進んで

・政府は、作業部会の手続で事実関係に関する回答を拒否するのではなく、手続に協力するよう、法律の整備を検討すべき

・政府はできる限り広く作業部会の意見を広めるべき（意見・パラ89）

参考資料

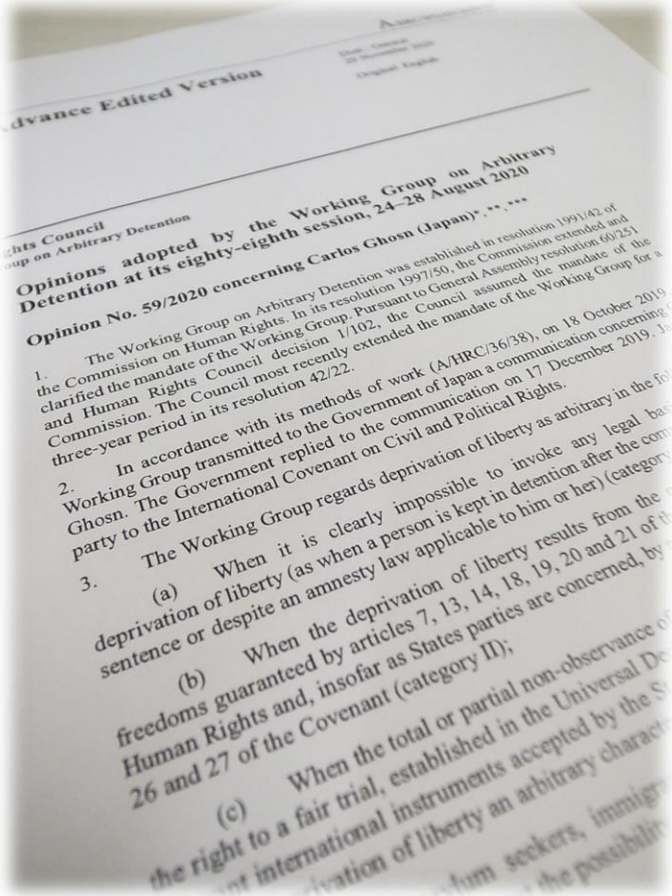

・ゴーン氏に関する恣意的拘禁作業部会の意見（原文・英語）
（A/HRC/WGAD/2020/59）
https://www.ohchr.org/Documents/Issues/Detention/Opinions/Session88/A_HRC_WGAD_2020_59_Advance_Edited_Version.pdf

・紀藤正樹氏による作業部会意見の仮和訳（全文）
（法務・検察行政刷新会議資料）
http://www.moj.go.jp/content/001335163.pdf

・外務省報道発表（作業部会に異議申立てを行った旨の発表）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000373.html

・2020年11月24日上川陽子法務大臣記者会見（抜粋）
http://www.moj.go.jp/content/001335167.pdf

・カルロス・ゴーン・ビシャラ被告人に係る事実経過等
http://www.moj.go.jp/content/001335169.pdf